

会津若松市建設工事情報共有システム実施要領

(令和7年3月27日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、会津若松市が発注する建設工事における情報共有システムの活用に関する事項を定め、受注者の建設現場等での生産性向上や発注者の書類管理の負担軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報共有システム ICT（情報通信技術）を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。
- (2) 受注者 発注者と工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人をいう。なお、監理技術者や主任技術者等の関係者も工事情報の共有を可能とする。
- (3) 発注者 受注者と工事情報を相互に交換する立場にある監督員をいう。なお、所属職員や発注者支援業務における現場技術員等の関係者も工事情報の共有を可能とする。
- (4) 工事帳票 土木工事共通仕様書及び建築関係工事共通仕様書（いずれも福島県土木部発行）で定義する書面で、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」等の行為に必要な工事打合せ等の定型資料及びそれらの添付資料のことをいう。なお、システム上で行う工事帳票の承認や決裁等の事務処理は、書面への署名・押印と同等の行為として取扱うものとする。
- (5) LGWAN-ASP 「LGWAN（総合行政ネットワーク）」を介して、各種行政事務サービスを提供するものをいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象工事は、原則として本市が発注する全ての工事とする。ただし、工事帳票のやり取りのない工事は対象外とし、工期が短い工事その他情報共有システムの活用による業務の効率化が見込めない工事については対象外とすることができる。

2 情報共有システムを活用する工事については、工事毎の入札公告又は見積通知において特記仕様書に対象工事である旨を明示するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、受注者は、システム環境等の理由により受注した工事において情報共有システムの活用が困難な場合は、事前協議において工事打合せ簿を提出し、対象工事としないことができる。

(情報共有システムの機能条件)

第4条 この要領に基づき、本市発注工事において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 情報共有システム提供方式は、インターネット経由でアプリケーションを提供するASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式であること。
- (2) 「LGWAN-ASP」方式であること。

(3) 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たしていること。

2 工事毎に使用する情報共有システムの選定については、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し、決定するものとする。

(対象とする工事帳票)

第5条 情報共有システムにて扱うことのできる主な帳票例は次のとおりとする。

(1) 工事打合せ簿

(2) 工事材料確認申請書

※ただし、紙媒体のカタログ等の提出方法については、受発注者間で協議し、電子化又は紙媒体で提出するかを決定するものとする。

(3) 工事履行報告書

(4) 確認書（確認・立会）

(5) その他受発注者協議にて定めるもの

(利用手続)

第6条 受注者は、対象工事において情報共有システムを利用する場合、工事契約後、速やかに当該工事で利用しようとする情報共有システムを選定して発注者と事前協議を行い、工事着手前にその承諾を得なければならない。

2 受注者は、前項の事前協議にあたっては、事前協議チェックシートに協議内容を記入し、発注者に提出するものとする。

3 情報共有システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続は、受注者が行い、受注者及び発注者のID及びパスワードを情報共有システム提供者から取得するものとする。

4 受注者は、工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能にするものとする。

5 受注者の責によらない不測の事態が生じ、情報共有システムの利用が困難となった場合は、受発注者間の協議により情報共有システムの利用を中止することができる。その場合において、情報共有システム内のデータを速やかに電子記録媒体へ保存するものとする。

(土木工事に係る費用)

第7条 土木工事における情報共有システムに係る登録料及び利用料については、土木工事標準積算基準の「共通仮設費」率計上分（技術管理費）に含まれていることから、別途計上は行わないものとする。

(建築関係工事に係る費用)

第8条 建築関係工事における情報共有システムに係る登録料及び利用料（以下「情報共有システム費用」という。）については、受発注者間の協議により情報共有システムの利用を決定した以後において契約変更により対応するものとする。

2 契約変更する場合の情報共有システム費用は、請負率の対象とする。

3 情報共有システム費用の額は、発注者が定める月額に利用月数を乗じた額とし、「共

通仮設費」に計上するものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、建築関係工事において情報共有システムの利用が必須であると認められる工事については、発注者は、あらかじめ情報共有システム費用を積算に計上することができる。

(セキュリティ関係)

第9条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から次に掲げる項目の管理を徹底しなければならない。

- (1) ID・パスワードの管理の徹底
- (2) ウイルス対策の徹底
- (3) 個人情報等機密情報の管理徹底
- (4) 定期的なバックアップなど工事関係データの管理徹底
- (5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第10条 情報共有システム上で処理を行った工事帳票については、パソコン上の電子データでの検査とし、紙媒体で作成した工事帳票は紙媒体での検査とする。中間検査等の完成検査以外の検査も同様とする。

- 2 前項の電子データでの検査において、受注者は、発注者から指示があった場合、検査に用いるパソコン等の機器を準備するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、情報共有システム上で処理を行った工事帳票において、特別の理由等がある場合は、受発注者間の協議を行った上で紙に出力して対応することができるものとする。

(情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データの納品)

第11条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD、DVD等）で納品することとし、紙媒体での納品は原則として行わないこととする。

(工事成績評定)

第12条 この要領を適用した情報共有システムを活用し、建設現場等での生産性向上や書類管理の負担軽減に効果が認められた場合は、工事成績評定の第1評定者「5. 創意工夫 I. 創意工夫」の「■施工管理関係（その他）」の項目で1点を加点する。

(補則)

第13条 この要領に定めがない事項については、「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン（国土交通省）」を準用するほか、必要に応じて受注者と発注者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は見積通知を行う工事から適用する。